

南部町

地域福祉推進計画

南部町地域福祉計画・
南部町地域福祉活動計画

令和3年度～令和7年度
(2021年度) (2025年度)



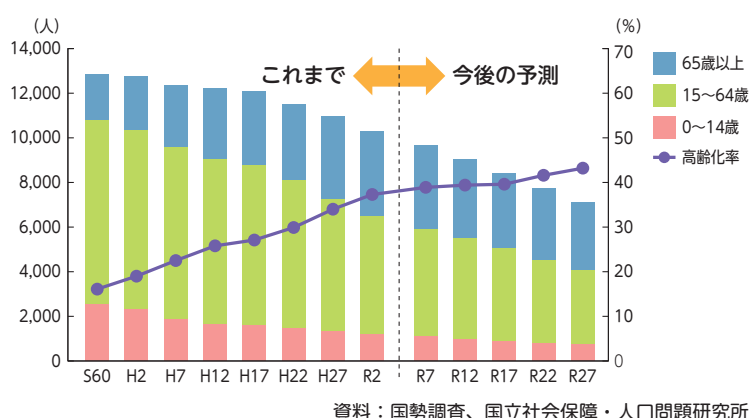
南部町地域福祉推進計画は、町民の誰もが、いきいきと活躍し、心をつないで支え合い、安心して住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、町民・地域の皆さん、事業者、社会福祉協議会、行政が連携・協働し、“オール南部町”で福祉のまちづくりをめざす取り組みの指針となるものです。

令和3年3月

■ 南部町をとりまく状況は変化を続けています

南部町では、平成16年に「第1次南部町地域福祉計画（みんなであわせのきずな計画）」を策定しましたが、その後も少子高齢化はすすみ、地域をとりまく課題は複雑化・多様化しています。

全国的にも、社会的孤立につながるさまざまな課題（認知症、いじめ、不登校、虐待、DV、孤立死、自死（自殺）の増加、大災害の発生など）がみられ、“地域福祉”の必要性が高まっています。



■ 地域福祉とは

“地域福祉”とは、住民や地域で活動する団体や行政などのさまざまな担い手が、誰もが住みなれた地域で、孤立することなくゆるやかなつながりを感じながら、安心して自分らしく暮らせる社会をめざすことをいいます。

地域福祉は、取り組むことが難しいものでも、いま困っていない人に関係がないものでもありません。南部町で暮らす「わたしたち」が主役の福祉のまちづくりを、この計画をもとにすすめていくため、皆さんも、自分のできることから始めてみませんか？

■ みんなが役割を持ち、つながりあいながら地域福祉を推進します

上記のような背景をふまえ、住民・事業者・社会福祉協議会・行政など、みんなで協力して課題解決に取り組むことをめざします。

住民

「自分たちの暮らす地域は自分たちで良くしていこう」という意識を持ち、積極的に声かけやあいさつなどを行い、集落や地域振興協議会の地域活動に参加します。

事業者

福祉サービス事業者は、サービスの質の確保、住民ニーズにもとづく新たなサービスの開発、住民への情報提供や相談などに取り組みます。また、町内のすべての事業者は、地域社会の一員として、住民や社会福祉協議会、行政との協働の取り組みを推進します。

社会福祉協議会

「地域の福祉力」を向上させるため、地域の特性に応じた地域活動への支援、活動団体間のネットワークづくりの支援など、地域福祉推進のための中心的な役割を果たしていきます。

行政

福祉施策を総合的に推進し、福祉のまちづくりに向けて取り組みをすすめていきます。また、サービスや制度だけでは解決できない問題について、住民・事業者・社会福祉協議会などと連携し、きめ細やかな支援ができる体制をつくります。

■ 計画期間は5年間です

計画の期間は令和3年度から令和7年度の5年間です。



■ 計画の基本理念

みんながいいききと活躍し、 心をつないで支え合う共生のまちづくり

住みなれた地域で、すべての住民が安心して日常生活を営み、人と人とのつながりを大切にし、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に生きがいを持って参加できる地域社会を実現することを計画の基本理念とします。

～4つの原則を大切にしながら、計画をすすめます～

- 基本的人権の尊重
- 参加・参画と交流の促進
- 持続可能な福祉活動の推進
- 連携と協働の推進

■ 計画の基本目標

1 住民参加の促進と福祉活動の活性化

大人たちも子どもたちも一人ひとりが地域や福祉に関心を持ち、地域福祉活動へ参加することをめざします。

身近な地域での支え合い・助け合いが将来にわたって行われるよう、誰もが参加しやすい福祉についての実践的な学びの場をつくり、福祉意識・人権意識を育みながら、地域福祉の担い手を増やします。

2 相談機能の強化と包括的支援体制の構築

安心して相談ができる身近な窓口や、手助けや支援を必要としている人たちを住民や福祉の専門職の人たちが協力して支援できるしくみづくりが必要です。さまざまな生活課題が解決できるよう、相談・支援の体制を充実させ、わかりやすくお知らせします。

3 保健・医療・福祉サービスの充実と質の向上

健康づくりと介護予防の取り組みをすべての地区でより良いものにします。

高齢者や障がいのある人、さまざまな生活課題を抱えている人など、複合的な生活課題にも対応することができる福祉サービスの提供と利用促進に努めます。また、生活を支援するさまざまなサービスの充実と利用しやすい環境づくりに取り組みます。

4 地域で安心して暮らせる基盤づくり

新たな地域交通や移動手段の確保をすすめるとともに、それらを支える人材の発掘に取り組みます。また、住民相互の助け合いや、要配慮者に対する災害時の支援体制づくりに取り組みます。



計画体系

(基本理念、基本原則、基本目標、
基本計画(基本施策))

基本理念

みんながいきいきと活躍し、心を

基本原則

● 基本的人権の尊重 ● 持続可能

【基本目標】

I

住民参加の
促進と
福祉活動の
活性化

【基本計画(基本施策)】

1 小地域における福祉機能の強化

▼【地域福祉活動の方向性】

1	地域振興協議会における福祉機能の強化 重点取組①	福祉活動部門の体制充実
2	集落における福祉機能の活性化	集落福祉活動の促進
2	ボランティア・当事者団体活動の活性化	
1	ボランティア・NPO活動の活性化	福祉ボランティア・福祉NPO活
2	当事者団体の活性化	当事者団体と地域振興協議会の
3	福祉学習の推進と担い手づくり 重点取組②	
1	福祉学習のプラットフォームづくり	多様な主体によるプラットフォ
2	子どもを対象とする福祉学習の推進	地域プラットフォーム活用の実践型福
3	地域における福祉学習の推進	講演会、研修会等福祉を学ぶ多様
4	福祉活動促進のための基盤強化	
1	社会福祉協議会の基盤強化	
2	活動促進のための財源づくり	バザー、クラウドファンディング
3	活動の拠点づくり	空き家等を活用した福祉活動の

II

相談機能の
強化と
包括的支援
体制の構築

1 共生型総合相談体制の構築 重点取組③

1	専門機関における相談機能の強化・充実	行政、社会福祉協議会、社会福
2	課題発見機能の強化	地域振興協議会に相談窓口を設
3	分野を超えた支援体制づくり	必要に応じて共生型支援会議(仮
2	権利擁護機能の拡充	
1	権利擁護相談体制の構築	困難ケースの早期発見、専門職と
3	情報提供体制の充実	
1	福祉情報提供の充実	相談窓口における情報発信機能

III

保健・医療・
福祉サービスの
充実と質の向上

1 健康づくりの推進 重点取組④

1	健康診断の受診促進	健康診断を積極的に受診
2	介護予防・健康づくりの推進	地区常設型サロンにおいて、毎週
2	保健・医療・福祉事業者間のネットワークと協働の推進	
1	異業種間ネットワークの構築	異業種間でのネットワーク(仮称)を
3	新たな社会資源の開発	
1	共生型サービスの開発	可能な事業所から共生型サービ
2	介護者支援の充実	課題を抱える家族介護者への見
3	きめ細やかな就労支援体制づくり	地域における居場所・活躍の場
4	福祉人材の確保と育成	
1	多様な福祉人材の確保	働きやすい環境づくりを通じた

IV

地域で安心して
暮らせる
基盤づくり

1 社会福祉法人等の地域貢献の促進

1	地域課題に対応する社会貢献活動の促進	地域プラットフォームへ積極的
2	住み慣れた地域で暮らし続けるための支援	
1	新たな移動手段の確保	地域プラットフォームを活用した買い
2	福祉人材確保に向けた都市農村交流の促進	交流プログラムへの参加、協力

つないで支え合う共生のまちづくり

な福祉活動の推進 ● 参加・参画と交流の促進 ● 連携と協働の推進

【計画（施策）の展開】（抜粋）

▼【町社協の役割】

福祉活動部門への活動支援体制の構築
サロンボランティア養成と活動支援

▼【行政の取組】

福祉コーディネーター配置支援
社会福祉協議会と連携して地域振興協議会へ支援

動への参加促進	ボランティアセンターの機能強化	ボランティアセンターの機能強化を支援
ネットワークづくり	当事者支援体制の強化	当事者団体等の設立活動支援

ームの形成と参加	地域プラットフォームの形成と活動支援	地域プラットフォームの形成支援及び参加
社学習プログラムの企画・実施	地域プラットフォームを通じた実践型福祉学習の開発と活動支援	地域プラットフォームを通じた福祉学習プログラムづくりへの支援
なプログラムの企画・実施	地域プラットフォームを通じた実践型福祉学習の開発と活動支援	地域プラットフォームを通じた福祉学習プログラムづくりへの支援

	コミュニティ・ソーシャルワーカーの配置	コミュニティ・ソーシャルワーカーの配置支援
等新たな財源づくりの促進	共同募金活動の活性化	ふるさと納税を活用した財源づくり
拠点づくりの促進	地域振興協議会との連携による活動拠点づくり	なんぶ里山デザイン機構等と連携した拠点づくりの支援

祉法人等と連携	行政、社会福祉法人等と連携強化	相談窓口の機能と連携の強化
置	課題の早期発見に向けた支援強化	地域振興協議会における相談窓口の設置支援
称）・地域ケア会議に参画	コミュニティ・ソーシャルワーカーの配置と支援体制づくり	共生の仕組みづくりを検討する支え愛プロジェクト会議（仮称）を開催

の連携により解決に努める	成年後見事業の推進	虐待・8050問題等の早期発見・解決
--------------	-----------	--------------------

の充実	広報機能の充実強化	インターネットを活用した情報提供の促進
-----	-----------	---------------------

	福祉学習を通じた健康意識の醸成	休日健診などの受診しやすい環境づくり
1 回以上100歳体操を実施	介護予防対象者を把握しプログラムにつなげる機能を高める	地区常設型サロンで100歳体操が実施できるしくみの支援

構築・交流の機会づくりの促進	保健医療福祉の分野を越えた異業種交流の場づくりと参加	保健医療福祉の分野を越えた異業種交流の場づくり
----------------	----------------------------	-------------------------

スの実施	地域共生社会への理解促進	共生型サービスの理解促進を図り、実施に向けた支援
守り支援を実施	家族介護者の会（仮称）の設立と活動支援	家族介護者の会（仮称）の設立と活動支援
の提供	地域プラットフォームを通じた地域の居場所と活躍の場づくり	社会福祉協議会と連携して中間的就労の場を確保

イメージアップ	地域プラットフォームを通じた実践型福祉学習の開発と活動支援	地域プラットフォーム等を通じた多様な人材の受け入れ基盤の強化
---------	-------------------------------	--------------------------------

に参加	社会福祉法人連絡会（仮称）を通じた事業者間連携の強化	社会福祉法人等と地域振興協議会の連携した防災訓練の実施支援
-----	----------------------------	-------------------------------

物・通院支援のしくみを検討	地域振興協議会と連携した新たな移送サービスの立ち上げ支援	持続可能な交通手段を官民協働で検討
	行政と連携した交流プログラムの企画・実施	人材確保を目的とした交流プログラムづくり

重点取組 ①

地域振興協議会における福祉機能の強化

重点取組 ④

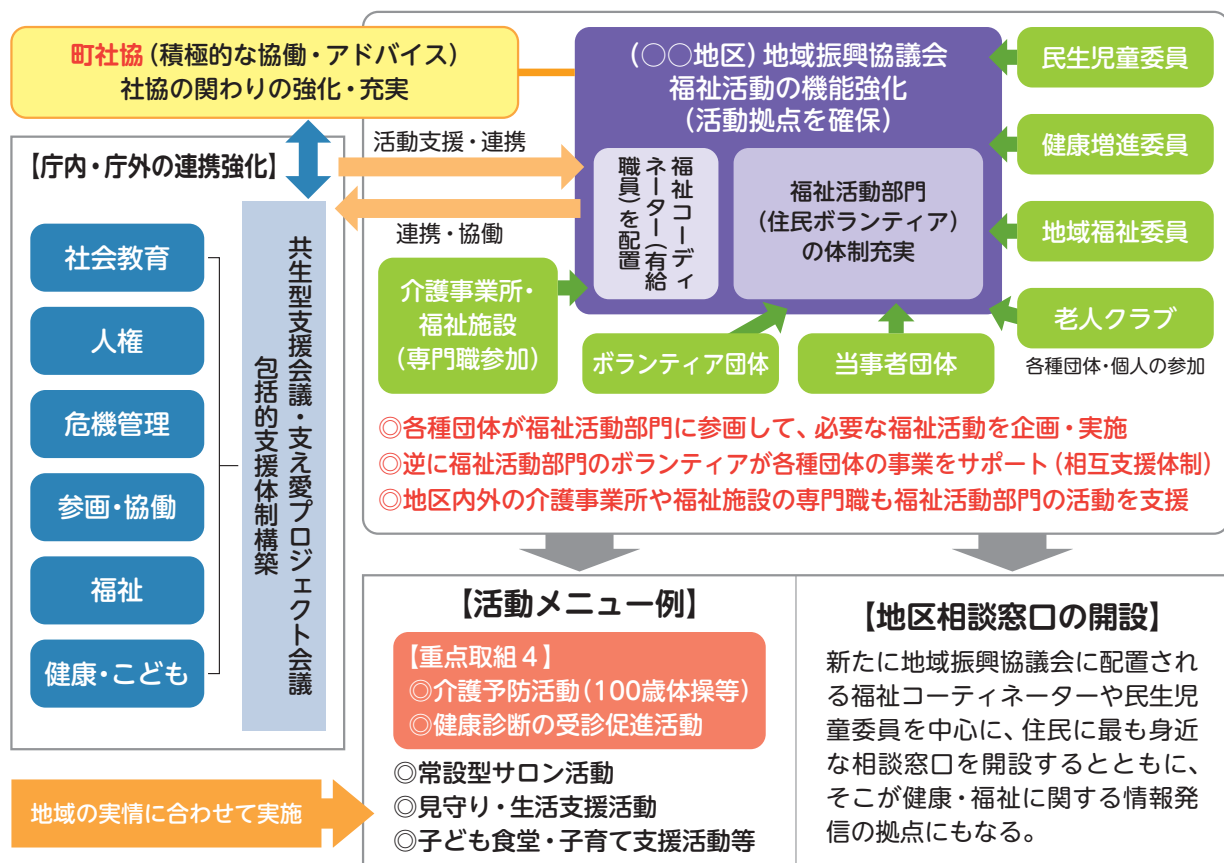
健康づくりの推進

地域におけるつながりがなくなったり、少なくなったりする中で、誰もが住みなれた地域で、その人らしく自立して暮らし続けるためには、地域での日常的な支え合い活動の充実が必要です。

とくに、身近な地域でのさまざまな生活課題に対応するためには、福祉の専門職による支援とともに、住民どうしが自らすすんで行う支え合い活動が重要な働きや役割を果たします。

地域振興協議会、社会福祉協議会、民生児童委員や各種ボランティア団体などのさまざまな住民組織や福祉に関係する機関が、地域振興協議会を単位として「つながり（福祉ネットワーク）」を持ち、誰もが気軽に集える場づくりや、地域の生活課題の発見・相談、見守りや生活支援といった支え合い活動が豊かに広がっていくことをめざします。

また、地域の持つ福祉の働きや役割を強くしていく中で、人が集まる拠点となる「集いの場」を中心に、健康づくりの取り組みがますます充実し、誰もが健康でいきいきとした暮らしができる社会をめざします。



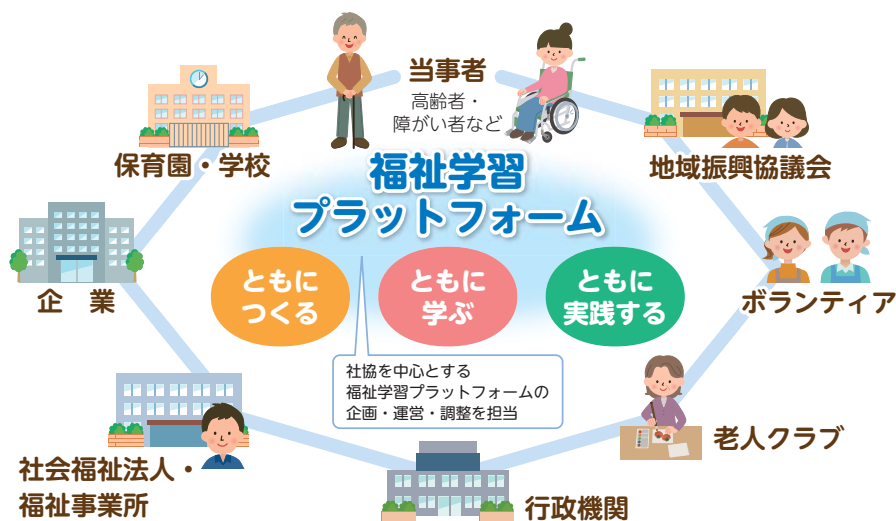
重点取組 2

福祉学習の推進と担い手づくり

地域福祉をすすめるためには、地域全体で福祉についての意識を高め、あらゆる年齢や立場の人たちが、お互いに支え合う気持ちを育むことが大切です。

そのため、福祉ネットワークをはじめとした地域のさまざまな機関や団体が参加した「福祉教育の基盤（地域プラットフォーム）」づくりをすすめ、学校や地域で福祉について学ぶ機会がより充実するようにします。

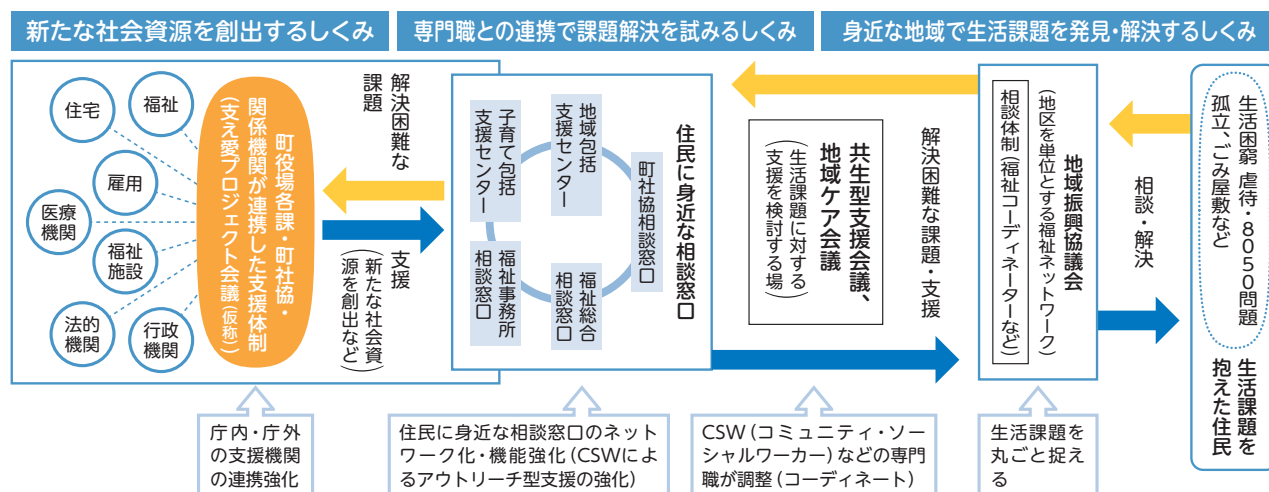
また、地域福祉活動を継続していくためには、活動を支える人材の確保や育成が必要です。地域福祉を担うボランティアなどの人材の発掘・育成・活動の促進を図ります。



重点取組 3

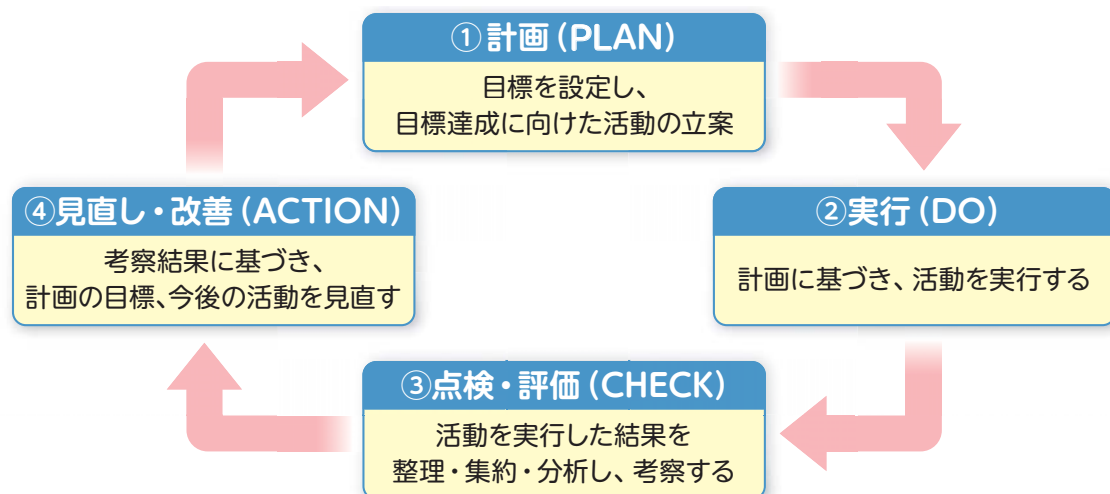
共生型総合相談体制の構築

家族以外との付き合いがほとんどない「社会的孤立」状態にある人が世代をこえて広がっています。また、高齢者、障がい者、ひとり親世帯、生活困窮世帯、ひきこもりなどの生活課題が複雑化、深刻化し、潜在化する傾向も強まっています。こうした課題を積極的に見つけて、丸ごと支援していくために、福祉の専門職や行政と住民との協働による課題発見機能の強化と、制度や専門分野ごとではなく、どこに相談しても必要な支援が丸ごと受けられる支援体制の強化をすすめます。



■ 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、見直し・改善（ACTION）による進行管理（PDCAサイクル）にもとづき、定期的に事業の達成状況や評価を整理します。また、必要に応じて取り組みの変更や見直しを検討します。



■ 町と社会福祉協議会が中心となり 合同で計画をつくりました

住民・事業者・社会福祉協議会・行政など地域福祉のさまざまな担い手が、協力して課題解決のために取り組むことをめざし、目的を同じくする行政の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」とを、一緒につくりあげたのが、この「南部町地域福祉推進計画」です。

さらに、地域振興協議会が策定する「地域づくり計画」とも相まって、南部町で一体となった地域福祉推進を目指しています。



南部町地域福祉推進計画の取り組みを通じて持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざします

南部町地域福祉推進計画 概要版

発行年月 令和3年3月

発行 南部町・南部町社会福祉協議会

編集 南部町健康福祉課

〒683-0323 鳥取県西伯郡南部町倭482番地 健康管理センターすこやか

電話 0859-66-5524 FAX 0859-66-5523

社会福祉法人南部町社会福祉協議会

〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺331番地1 総合福祉センターしあわせ

電話 0859-66-2900 FAX 0859-66-2901

